○環境省告示第百三十二号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十五条第一項第三号ハの規定に基づき、特定廃棄物の焼却に伴うばい煙濃度等の測定の方法を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十四年九月三日

環境大臣　細野　豪志

特定廃棄物の焼却に伴うばい煙濃度等の測定の方法

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十五条第一項第三号ハの環境大臣が定める測定の方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　ダイオキシン類の濃度　ダイオキシン類の濃度の算出方法（平成十二年厚生省告示第七号）に定める方法による。

二　硫黄酸化物に係るばい煙量　日本工業規格K〇一〇三に定める方法による。

三　ばいじんに係るばい煙濃度　日本工業規格Z八八〇八に定める方法による。

四　塩化水素に係るばい煙濃度　日本工業規格K〇一〇七に定める方法による。

五　窒素酸化物に係るばい煙濃度　日本工業規格K〇一〇四に定める方法による。

○防衛省告示第二百二号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年九月三日

防衛大臣　森本　敏

期　間　平成二十四年九月二十四日から同月九月二十八日の〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　三沢沖海面の次の第一号の(ア)から(カ)までの六点を順次連結する線及び(カ)の点と(ア)の点を結んだ線により囲まれる海面及びその上空並びに第二号の(イ)から(キ)までの四点を順次連結する線及び(キ)の点と(イ)の点を結んだ線により囲まれる海面及びその上空で、次の各号に示す高度帯までの間

一　海面から高度三、〇四八メートルまで

(ア)　北緯四一度三五分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

(イ)　北緯四一度三五分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒

(ウ)　北緯四一度三一分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒

(エ)　北緯四一度三一分一〇秒　東経一四五度四二分四五秒

(オ)　北緯四〇度二五分一〇秒　東経一四五度四二分四五秒

(カ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

二　海面から高度二、七四三・二メートルまで

(イ)　北緯四一度三五分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒

(ウ)　北緯四一度三一分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒

(エ)　北緯四一度三一分一〇秒　東経一四五度四二分四五秒

(キ)　北緯四一度三五分一〇秒　東経一四五度四二分四五秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第三百十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月三日

関東地方整備局長　下保　修

別表の指定番号四の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中

「イ　相模原本店　神奈川県相模原市南区相模大野七丁目八番十号
　ロ　川崎支店　神奈川県川崎市中原区新丸子町九百十五番地
　ハ　横浜支店　神奈川県横浜市中区尾上町四丁目五十七番地
　ニ　東京西支店　東京都八王子市中町五番一号」

に改める。

○北陸地方整備局告示第八十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月三日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別

村上市佐々木字上野九一九番六地内

前　一六・〇〇～一六・三〇　一六メートル

後　一六・三〇～一九・八〇　三〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第八十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月三日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　路線名　七号

(二)　区間　供用開始の区間　図面縦覧場所

村上市佐々木字上野九一九番六地内

北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

(三)　供用開始の期日　平成二十四年九月三日

○北陸地方整備局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月三日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別

村上市石原一二五〇番一から同市村上字丸山五九六番三まで

前　二一・〇〇～二七・八〇　六メートル

後　二二・八〇～三三・二〇　三六〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月三日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十一号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別

岐阜県可児郡御嵩町次月字丑ヶ洞三二七四番一〇から同町次月字丑ヶ洞三二七四番四まで

前　三一・七三～五六・二六　二六メートル

後　三一・七三～六一・〇五　一八〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所